

令和 2 年 6 月 9 日

愛知県連合猟友会 殿

愛知県警察本部保安課長

会員に対する事故防止の徹底について（依頼）

日頃は、警察行政各般にわたり御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過日（令和2年6月7日）県内の射撃場において、射撃競技中の猟銃所持者が散弾銃を暴発させ、跳弾により、近くにいた関係者にけがを負わせるという事故が発生しました。

今回の事故は、競技中に射座を移動する際に発生したもので、射撃場の遵守事項である射撃が終わり射座を移動する前に、必ず脱包し、薬室及び弾倉に実包が装填されていないことを確かめてから次の行動に移ることが徹底されていれば事故を防ぐことができたものです。

一般的に暴発の多くは、発射の必要がない場合に発生し、このときに実包が装填されていなければ、暴発することはなく、他人や器物に害を与えることはありません。

そのため、実包は発射の必要などきだけ装填し、不要になったときは実包を必ず抜くことを会員に徹底してください。

警察においては、各種講習会等を通じて猟銃等所持者に対して、事件・事故を防止するため、猟銃等を適正に取り扱うよう指導しているところであります。

つきましては、貴会におきましても、同種事故の絶無を期すため、会員に対して指導の徹底を図っていただくようお願いいたします。

担当 愛知県警察本部保安課

銃砲危険物係

電話 052 951 1611(内線3176)